



大阪府の産業集積促進地域 追加指定について

河内長野市では、企業誘致及び市内企業の流出防止のため、新たな産業用地の創出に取り組んでいます。

この度、現在土地共用に向け事業推進中である、赤峰産業用地（旧赤峰市民広場）および高向・上原地区（工業系業務地区）の2箇所について、大阪府の産業集積促進地域として指定を受けることとなりました。

これにより、指定済の工業地域（4箇所）と併せて、指定地域内で工場等の家屋やその敷地となる土地を取得する場合、「河内長野市企業立地促進条例」に係る補助（別紙1参照）に加え、不動産取得税を軽減する特例措置等の府の優遇制度（別紙2参照）を受けることができます。

今後も、府と連携しながら引き続き企業誘致や流出防止に取り組んでいきます。

■ 「産業集積促進地域」の制度概要

(1)目的

- ・市町村の産業振興やまちづくり施策と連携し、産業集積を維持・促進

(2)対象地域

- ・市町村において、工場、研究所又は倉庫の立地や再投資の促進などの産業の集積の維持及び促進を図る計画が策定されている地域
- ・工業地域や工業専用地域における工業の集積地、産業の集積などの地区計画のある用途地域の定めのない区域若しくは準工業地域
- ・市町村の優遇措置が講じられている地域

(3)優遇制度

- ・工場等の家屋やその敷地となる土地の取得に係る不動産取得税を軽減(2分の1)
- ・「府内投資促進補助金(工場等)」による設備投資に対する補助

※既存の市内指定地域は市ホームページよりご確認ください。

<https://www.city.kawachinagano.lg.jp/soshiki/16/101904.html>

【問い合わせ】

河内長野市 環境経済部 産業観光課 商工・労働係

電話：0721-53-1111